

1 目的

耐震改修促進法に基づき、住宅、災害拠点施設、多数の者が利用する建築物の耐震化の現状を踏まえ計画を改定

<計画に定める内容>

建築物の耐震化に関する目標および施策、地震に対する安全性向上に関する啓発

<計画改定の経緯>

H18年度に当初計画策定（目標年次H27年度）。以降、国の方針に基づき5年ごと（H27年度、R2年度）に改定

2 現状（耐震化率）

	目標（R2年度）	現状	目標達成状況	【参考】国の現状	
				目標（R2年度）	現状
①住宅	90%	83%（232千戸/279千戸）	目標未達	95%	87%
②特定建築物	90%	92%（3,582棟/3,878棟）	目標達成	95%	89%
③県有施設	100%	100%（650棟/650棟）	目標達成	—	—

①住宅

戸建住宅、共同住宅

②特定建築物

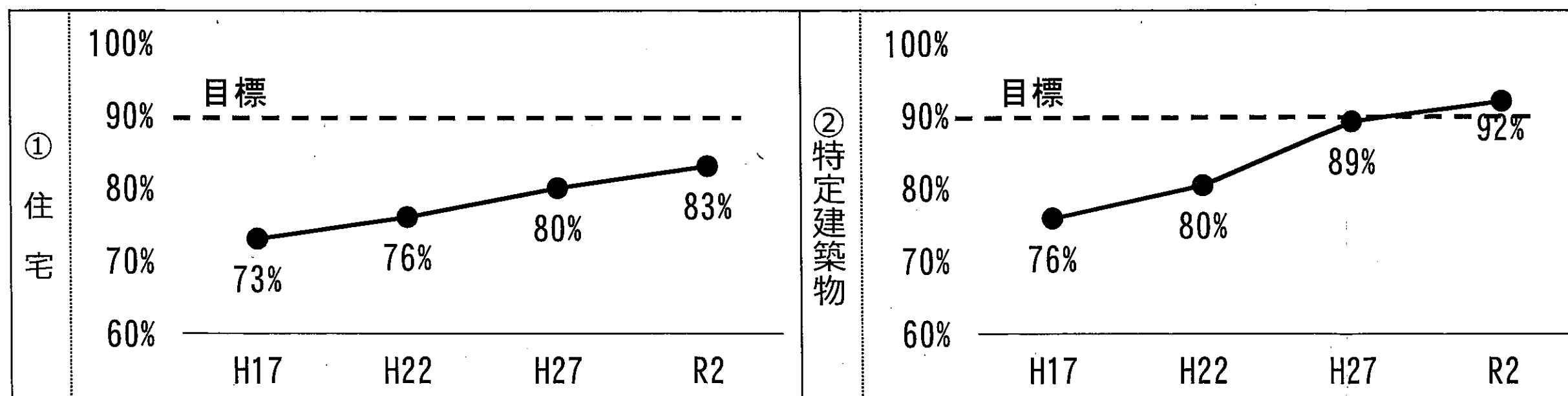
法で定める「多数の者が利用する建築物」（概ね階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上）

- ・災害時の拠点（庁舎、学校、病院、福祉施設等）
- ・不特定多数の者が利用（物販店、飲食店、ホテル、博物館等）
- ・特定多数の者が利用（賃貸住宅、寄宿舍、事務所、工場等）

③県有施設

県が定める一定規模以上の建築物（階数2以上または延べ面積200㎡以上。ただし、一般利用のない施設（職員住宅等）を除く）

【参考】耐震化率の推移



福井県建築物耐震改修促進計画 改定（案）

3 計画改定（案）の内容

計画の目標年次：R7年度

＜耐震化率の目標＞

	目標（R7年度）
①住宅	90%（目標年次を延伸）
②特定建築物	95%（国の目標値まで引き上げ）

＜耐震化促進を図るための施策＞

○特に住宅について対策を強化

- ・改修費用の補助額上限の拡充（100万円/戸→120万円/戸）
 - ・工事費の軽減や工期を短縮する「低コスト工法」の普及
 - ・所有者に対する働きかけ（ダイレクトメールの送付や戸別訪問等の実施）
- } 所有者負担の軽減

＜その他＞

○ブロック塀等の安全対策の推進

- ・通学路・避難路沿いの危険ブロック塀等の撤去・改修の促進

4 計画改定のスケジュール

